

認知症サポーターの
みなさんへ

吹田市版

チームオレンジ

活動の手引き



令和6年3月

高齢福祉室

もくじ

1 「チームオレンジ」の概要	・・・・・・・・・・ 1
2 吹田市でのチームオレンジについて	・・・・・・・・・・ 2
3 個人情報の取り扱いについて	・・・・・・・・・・ 5
4 市民活動災害保障制度について	・・・・・・・・・・ 6
5 関係機関	・・・・・・・・・・ 7

1 「チームオレンジ」の概要

(1) 「チームオレンジ」とは

認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことです。

認知症の人やその家族の方もメンバーとなり、チームで認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを考えていきます。

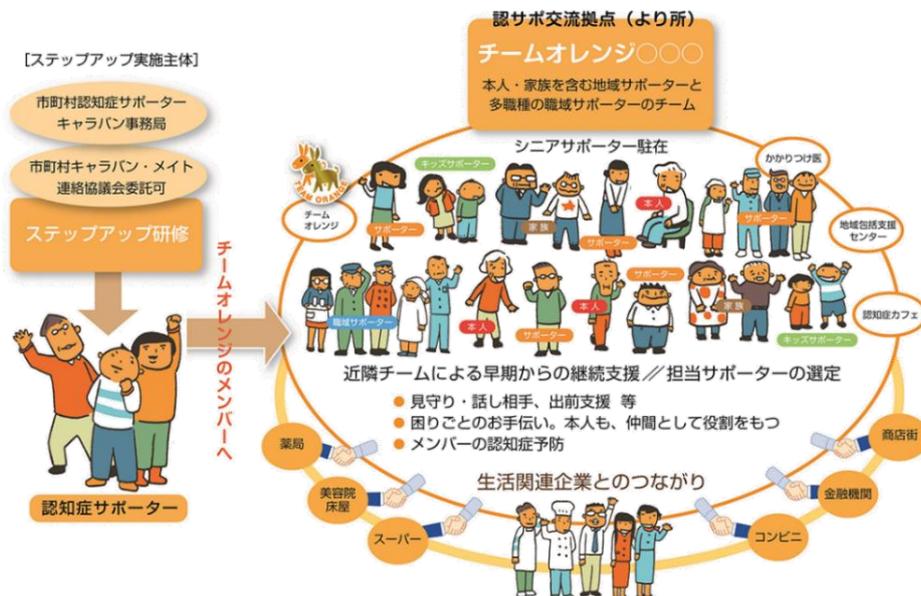
【チームオレンジ三つの基本】

- ① ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ② 認知症の人もチームの一員として参加している。(認知症の人の社会参加)
- ③ 認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

※認知症の人が参加していないと、チームオレンジとして活動できない(活動として認められない)ということではありません。

(2) チームオレンジのメンバー

『認知症サポーター養成講座』及び『認知症サポーターステップアップ講座』を受講し、チームオレンジの活動に協力の同意をした方は、チームオレンジのメンバー(以下、「チームメンバー」とする。)となることが可能です。なお、『認知症サポーターステップアップ講座』受講予定の方もチームメンバーとして活動することができます。



2 吹田市でのチームオレンジについて

吹田市では、令和4年度（2022年度）から、認知症サポーターステップアップ講座を開催しています。チームオレンジのメンバーの年代に関わらず、地域で認知症の人や家族を支える体制を目指します。

地域包括支援センターは「コーディネーター」として、チームオレンジの立ち上げや活動支援、チームメンバーとの調整等を行います。「活動したいけれど、どうすればいいのか分からない」、「一緒に活動してくれる仲間を見つけたい」など相談があれば、コーディネーターがサポートします。

（1）チームオレンジの立ち上げ

吹田市では、地域を担当する地域包括支援センター15か所の圏域毎に、1チームを立ち上げることを目指しています。

チームオレンジの立ち上げの際には、その地域で活動をしたいと考えている認知症サポーター同士で、立ち上げの合意を得ることが必要です。コーディネーターの支援を受けながら、立ち上げの話し合いを進めましょう。（既に地域でチームオレンジが立ち上がっている場合は、立ち上げに関する話し合いは行う必要はありません。）

（2）チームメンバーとなるには

認知症サポーターを対象とした『認知症サポーターステップアップ講座』を修了及び予定でチームメンバーとして活動を希望する場合は、活動したい地域を担当する地域包括支援センターに相談しましょう。

《地域包括支援センターに伝えること》

- ・氏名
- ・希望する活動地域の範囲
- ・電話番号
- ・希望する活動内容、時間帯
- ・住所
- ・認知症サポーターステップアップ講座受講の有無



など

(3) 活動内容

吹田市におけるチームオレンジの活動は主に以下のとおりです。

- ① 外出支援、見守り・声掛け、話し相手
- ② 認知症の人やその家族からの相談に応じた、関係・専門機関へのつなぎ
- ③ 認知症に関する周知・啓発活動

(認知症サポーター養成講座や徘徊高齢者搜索模擬訓練の実施等)

- ④ 居場所づくりに繋がる活動

(認知症カフェの運営、本人ミーティングの開催等)



上記の①から④のすべての活動を行うことが必須ではありません。具体的な活動内容は、認知症の人（チームの一員になっている場合）やチームメンバー、コーディネーターで話し合っ決めてみましょう。「地域でこんなことができたらいいな」という活動を、ぜひ実現していきましょう！

また、認知症の人の意向をチームオレンジの活動に反映することができるよう、チームメンバーは日頃の活動から認知症の人の声を積極的に把握し、活動に反映させましょう。チームオレンジの活動を通じて、認知症の人が主体的に地域に関わることが、自分らしく安心して暮らし続ける地域づくりに繋がります。

《活動例》

- 予定を忘れやすい近隣の認知症の人に、近所での集まりに参加する際に声をかけて一緒に行く
- 認知症カフェを開設・ボランティアをする、認知症の人も運営に参加する
- 花に詳しい認知症の人と一緒に定期的に街歩きをして花の説明をしてもらい、チームメンバーで花を学ぶ
- 認知症の人やその家族と認知症の啓発グッズの製作活動を行い、地域の施設に飾る
- 地域にある事業所や企業等に、認知症サポーター養成講座の受講の働きかけをする

など…

(4) チームメンバー同士の意見交換や話し合いについて

- ・コーディネーターの協力も得ながら、チームメンバー間や関係者間での定期的な情報共有の場を設け、お互いの活動の把握や認知症の人の困りごと等を共有しましょう。情報共有の場の開催頻度はおおむね1か月に1回程度が目安[※]とされていますが、チームメンバーで話し合い、状況に応じて行ってください。なお、意見交換を行う際は、チームメンバーの中で司会や書記などの役割を決め、進めていきましょう。
- ・取り組む活動が決まれば、中心となる人を決めると進めやすいでしょう。
- ・地域包括支援センターが、年1回、チームメンバーを対象とした意見交換会（地域別交流会）を開催します。活動内容の共有などを行いますので、ぜひ参加してください！

※全国キャラバン・メイト連絡協議会

「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」(2019年11月発行)P11より



(5) 活動拠点

活動の内容によっては、活動拠点を必要としない場合もあります。活動内容に応じて、拠点の整備について検討しましょう。

3 個人情報の取り扱いについて

チームオレンジの活動をしていく中で、認知症の人やその家族、チームオレンジのメンバー等の個人情報に触れる機会があると思いますので、下記に注意してください。

【個人情報の取り扱いについて注意する点】

- ・ 知り得た個人情報は、厳に口外しない
- ・ 共有する情報は必要最低限にとどめる
- ・ 情報の管理を明確にする
- ・ 情報を共有する範囲をあらかじめ決めておく
- ・ 情報を共有する関係者で守秘義務について確認し徹底する
- ・ 個人情報が記載された書類等は他人の目に触れないよう、また紛失しないよう厳重に扱う
- ・ 不要になった個人情報が記載されている書類等はシュレッダーにかける等して確実に廃棄する

また、チームオレンジとして活動されることになれば、市が作成・管理する「チームオレンジメンバー活動者名簿」に記載し、必要な範囲でチームオレンジの活動に関わる者（吹田市福祉部高齢福祉室、吹田市地域包括支援センター、吹田市認知症地域支援推進員）等と共有させていただきます。

活動を開始する際には、「チームオレンジ活動における個人情報取り扱い誓約書兼同意書」（以下、「誓約書兼同意書」とする。）に記入し地域包括支援センターに提出していただきます。

誓約書兼同意書は、吹田市福祉部高齢福祉室で保管します。

「自治会・同窓会等向け会員名簿を作るときの注意事項ハンドブック」

など、個人情報保護に関するパンフレットは、個人情報保護委員会のホームページからダウンロードできます。

<https://www.ppc.go.jp/news/publicinfo/>



4 市民活動災害保障制度について

チームオレンジとしての活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を補償するため、令和6年度からチームオレンジの活動を市民活動災害保障制度の対象としています。

なお、補償の主な条件には、活動が無報酬（実費弁償を除く。）で行われるものであるということがあります。

詳しくは吹田市ホームページ「市民活動災害補償制度」をご覧ください。

◎事前に活動内容（いつ、どこで、誰が、何をするのか）をチームメンバーやコーディネーターと共有してください。

※チームオレンジの活動が全て対象となるわけではありません。事前に実施が決まっている定期的な活動（認知症カフェの運営、散歩をする会など）が対象です。日頃から認知症の人を見守る活動をするといったような、事前に日時等が把握できない活動は対象外となります。

◎事故発生時はコーディネーターをとおして、速やかに高齢福祉室にお知らせください。なお、事故日から30日以内に市をとおして保険会社に「事故報告書」を提出する必要があります。期間内に保険会社へ事故報告ができなければ、原則として補償金の請求はできません。

5 関係機関

必要に応じて、様々な機関や人々と一緒に、チームオレンジの活動をすすめていきましょう。

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域にあるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されています。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師などが中心となって、介護予防ケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っています。

チームオレンジのコーディネーターの役割も担っています。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域の認知症に対する関心を高め、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援などを行っています。

(3) 認知症初期集中支援チーム

医師や医療・介護の専門職で構成し、医療機関や介護保険サービスの紹介、家族でのケアなど初期に求められる支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートしています。

(4) 認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが気軽に参加し、交流や相談等をするのできる「集いの場」です。公的な制度に基づくものではありませんが、吹田市では、介護サービス事業所や認知症サポーター、地域包括支援センターなど、様々な運営者により取組が広がっています。

(5) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

生活・福祉の相談員です。地域に出向き、地区福祉委員会活動等の支援を行うとともに、個人で抱えている“生活する上での悩みごとや困りごと”の相談に応じています。

(6) 生活支援コーディネーター

広域型生活支援コーディネーターは、日常生活の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅で健やかに安心・安全に継続して住み続けられる地域づくりのため、生活支援の担い手の養成やサービスの資源開発、サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築を進めています。

また、地域型生活支援コーディネーターは、地域団体や介護サービス事業所、企業などが主体となり、地域づくりに向けた話し合いが各地域で活発化するよう、より小さな地域単位での活動を支援しています。

(7) 民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって規定された地域住民の立場に立って必要な相談・支援を行うボランティアです。吹田市内では、日ごろから区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員が住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援活動に取り組んでいます。

【手引きに関する問い合わせ先】

吹田市福祉部高齢福祉室支援グループ

吹田市泉町 1-3-40

電話：06-6384-1375

ファックス：06-6368-7348

メール：kousien@city.suita.osaka.jp